

当院は外来・在宅ベースアップ評価料及び入院ベースアップ 評価料 55（1日につき 55 点）を算定しています。

これは、医療従事者の処遇改善（賃金引き上げ）を目的として、診療報酬の中に
設けられた評価料です。

算定対象：当院に外来通院されている患者様・入院されている患者様

対象職員：医師を除く当院に勤務する全職員（看護職員・看護補助者・医療事務・
薬剤師・検査技師・リハビリ職員・栄養士・事務職員 等）

※令和 8 年改定により 40 歳未満の勤務医も対象に追加されました。

加算による収入は、対象職員の基本給・手当・賞与等の賃金改善に充てられ、入
院医療サービスの質の維持・向上に活用されています。

ご理解とご協力をお願いいたします。

医療法人鴻池会 秋津鴻池病院